

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(社会福祉課)	二
○宮城県高等学校則の一部を改正する規則	(医療人材対策室)	四
○看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	五
○特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	五
○老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	(長寿社会政策課)	五
○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	六
○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	八
○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	九
○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一一
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一四
○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二〇
○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二三
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予	(同)	二三

防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二四
○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三一
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(子ども・家庭支援課)	三三
○障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例施行規則	(障害福祉課)	三四
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	(同)	三八
○療育手帳交付規則の一部を改正する規則	(同)	四一
○地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	四二
○福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	四三
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	四四
○障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	四九
○障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	五一
○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	五二
○指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	五五
○指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	五七
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(精神保健推進室)	五九
○毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則	(業務課)	六〇
○温泉法施行細則の一部を改正する規則	(同)	六〇

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十八号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成元年宮城県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条を削る。

第二十条中「様式第四十三号」を「様式第四十二号」に改め、同条を第十九条とする。

様式第二号（その二）を次のように改める。

(その2)

保護決定調書 (要否判定)

申請時
停廃止時

要	開始	否	却下
	継続		停廃止

1 一般の場合

2 短期傷病を理由として医療扶助申請があった場合

- (1) 要医療期間4か月未満
- (2) 要医療期間4～6か月未満

非稼働収入		最低生活費	1 一般 [Ⓐ] 円																					
	小計		円	※ [Ⓑ] 2(1) 要医療期間4か月未満 円 収入充当額(月額) <input type="text"/> 円 × (<input type="text"/> か月 + 2)																				
稼働収入		医療費	2(2) 要医療期間4～6か月 円																					
	小計		円	収入充当額(月額) <input type="text"/> 円 × <input type="text"/> か月																				
収入計			1 一般 [Ⓓ] 円																					
控除		医療費	※ 2(1) 要医療期間4か月未満 [Ⓔ] 円																					
	小計		円	2(2) 要医療期間4～6か月 [Ⓕ] 円																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>医療費見込額(月額)</th> <th></th> <th>要医療期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>×</td> <td>か月</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>×</td> <td>か月</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>×</td> <td>か月</td> </tr> </tbody> </table>		種類	医療費見込額(月額)		要医療期間		円	×	か月			×	か月			×	か月				
種類	医療費見込額(月額)		要医療期間																					
	円	×	か月																					
		×	か月																					
		×	か月																					
1 一般収入充当			[Ⓙ] 円																					
2 短期傷病	※ (1) 要医療期間4か月未満 収入充当額(月額) <input type="text"/> 円 × (<input type="text"/> か月 + 2)	介護利用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>利用料見込額</th> <th></th> <th>入所期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 負担限度額</td> <td>円</td> <td>×</td> <td>か月</td> </tr> <tr> <td>② 食費</td> <td>円</td> <td>×</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>③ 居住費</td> <td>円</td> <td>×</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">② 円 ③ 円</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>		種類	利用料見込額		入所期間	① 負担限度額	円	×	か月	② 食費	円	×	日	③ 居住費	円	×	日	② 円 ③ 円			
	種類		利用料見込額		入所期間																			
① 負担限度額	円	×	か月																					
② 食費	円	×	日																					
③ 居住費	円	×	日																					
② 円 ③ 円																								
(2) 要医療期間4～6か月 収入充当額(月額) <input type="text"/> 円 × <input type="text"/> か月		合計	1 一般 [Ⓐ] + [Ⓓ] + [Ⓒ] [Ⓗ] 円																					
(1) [Ⓛ] 円 (2) [Ⓜ] 円			2(1) 要医療期間4か月未満 [Ⓑ] + [Ⓔ] + [Ⓒ] [Ⓛ] 円																					
		2(2) 要医療期間4～6か月 [Ⓒ] + [Ⓕ] + [Ⓒ] [Ⓜ] 円																						

※欄は一般の場合には算定しない。

要否判定

1 一般 [Ⓗ] - [Ⓙ] =

2(1) 要医療期間4か月未満 [Ⓛ] - [Ⓛ] =

2(2) 要医療期間4～6か月 [Ⓜ] - [Ⓜ] =

<p>「 指導員受領印 係長受領印 」</p> <p>様式第六号中</p> <p>を</p> <p>に改める。</p> <p>「 本寮指導員受領印 」</p> <p>に改める。</p> <p>様式第十一号及び様式第十二号中「㊦」を削る。</p> <p>様式第十三号中「氏 名 」に改める。</p> <p>様式第十五号中「氏 名 」に改める。</p> <p>「取扱業者の所在地及び名称 」に改める。</p> <p>様式第十五号の二中「氏 名 」に改める。</p>	<p>「 長 様式第十五号の三中「氏 名 」に改める。 」に改める。</p> <p>「指定施術機関（施術者）の所在地及び名称 」に改める。</p> <p>「指定施術機関（施術者）の所在地及び名称 」に改める。</p> <p>「指定施術機関（施術者）の所在地及び名称 」に改める。</p> <p>「記名欄」に改める。</p> <p>様式第十九号中「受領印」を「記名欄」に改める。</p> <p>様式第二十八号中「㊦」を削る。</p> <p>様式第二十九号中「㊦」を削る。</p> <p>様式第三十三号中「㊦」を削る。</p> <p>様式第三十四号、様式三十六号、様式三十七号及び様式三十七号の四中「㊦」を削る。</p> <p>様式第四十号及び様式第四十一号（その一）中「㊦」を削る。</p> <p>様式第四十一号（その二）中「事業所（雇主）名 」を「事業 所（雇主）名 」に改める。</p> <p>「氏 名 」を「氏 名 」に改める。</p> <p>様式第四十一号（その三）中「㊦」を削る。</p> <p>様式第四十二号を削る。</p> <p>様式第四十三号中「(第20条関係)」を「(第19条関係)」に改め、「㊦」を削り、同様式を様式四十 二号とする。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 改正前の生活保護法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、 当分の間、改正後の生活保護法施行細則の規定によるものとみなす。</p> <p>宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和三年三月三十一日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>○宮城県規則第五十九号</p>
--	--

宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則

宮城県高等看護学校学則（昭和四十四年宮城県規則第六号）の一部を次のように改正する。
第十九条第二項中「退学」の下に「又は転学」を加え、同条第七項を次のように改める。

7 在学期間は、令和六年三月三十一日又は本校に入学した日の翌日から起算して四年を経過する日のいずれか早い日までの期間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十号

看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

看護学生修学資金貸付条例施行規則（昭和三十八年宮城県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の表保健師、助産師又は看護師の養成施設の項中「三万二千元」を「四万六千元」に、「三万六千元」を「五万円」に改め、同表准看護師の養成施設の項中「一万五千元」を「二万九千元」に、「二万千元」を「三万五千元」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十一号

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則（令和元年宮城県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「五万円」を「六万円」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十二号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和三十九年宮城県規則第二号）の一部を次のように改正する。

様式第六号中「条例、定款その他の基本約款」を「登記事項証明書又は条例」に改め、「及び経歴」

及び

1 収支予算書 を削る。

2 事業計画書

様式第九号中「その他の主な職員」及び「及び経歴」を削り、

1 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類

2 施設を設置しようとする区域の市町村の同意書（市町村が当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合に限る。）

3 定款その他の基本約款（国、都道府県及び市町村以外の者が施設を設置する場合に限る。）

1 登記事項証明書（国、都道府県及び市町村以外の者が施設を設置しようとする場合に限る。）

様式第十二号中

施設の種類	種 類	位 置
施設の地理的状况	(別添略図)	

施設の種類	種 類	位 置
-------	-----	-----

施設の種類	種 類	位 置
-------	-----	-----

(注) 添付書類

- 1 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
- 2 当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあつては、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書

〔添付書類〕
1 登記事項証明書（地方独立行政法人が施設を設置しようとする場合に限る。）

に改

る。
様式第十三号中

施設の種類	種類	位置
施設の地理的状况	(別添略図)	

を

施設の種類	種類	位置
-------	----	----

に

〔資産の状況〕

〔注〕添付書類
1 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
2 定款その他の基本約款
3 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書

を

〔添付書類〕
1 登記事項証明書

に改

る。

様式第十三号中「条例、定款その他の基本約款」を「設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等」に

- 〔12 市場調査等による入居者の見込み
- 13 職員の配置計画
- 14 老人福祉法第29条第6項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 15 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容
- 16 入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容
- 17 医療施設との連携の内容

」

〔12 職員の配置計画

- 13 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 14 老人福祉法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
- 15 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金の返還に関する同条第10項に規定する契約の内容

に「18」や「16」

に「19」や「17」に「20」や「18」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第三十三号の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十三号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第十五条の二第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第二十条第二項中「第十二条」を「第十三条」に改める。

第二十二条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。

第二十二条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員

の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
第二十二條の次に次の一條を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十二條の二 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十四條第二項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第二十六條に次の一項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十條第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十條の次に次の一條を加える。

(虐待の防止)

第三十條の二 条例第十二條の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十一條中「第十二條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(電磁的記録等)

第三十二條 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、

条例又はこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第三項中「第三十一條」を「第三十二條」に改める。

附則第二十項中「第三十一條までの」を「第三十二條までの」に、「及び第三十一條」を「から第三十一條までの規定」に、「第十二條」を「第十三條」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第五條(改正後の附則第二十項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に定める規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十二條第三項(改正後の附則第二十項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第二十二條第三項中「講じなければ」とあるのは、「講じよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十二條の二(改正後の附則第二十項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めよう努めるものとする」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十二條の二(改正後の附則第二十項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めよう努めるものとする」とする。

6 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十二條の二(改正後の附則第二十項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めよう努めるものとする」とする。

7 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十二條の二(改正後の附則第二十項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めよう努めるものとする」とする。

とする。

5 施行日から令和三年九月三十日までの間における改正後の第三十条第四号(改正後の附則第二十二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「置く」とあるのは、「置くよう努める」とする。

6 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十四条第二項第三号(改正後の附則第二十二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行うとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めるものとする。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十四号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第五号中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第十号第十項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第十三条の二第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第十八条第二項中「第十三条」を「第十四条」に改める。

第二十条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員

の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
第二十条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十条の二 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十一条第二項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第二十五条第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第二十五条の二 条例第十三条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第二十六条中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第二十七条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、条例又はこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等)の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、

当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第五条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

5 施行日から令和三年九月三十日までの間における改正後の第二十五条第四号の規定の適用については、同号中「置く」とあるのは、「置くよう努める」とする。

6 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十一条第二項第三号の規定にかかわらず、養護老人ホームは、その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めるものとする。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十五号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則

第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第四十六条―第四十九条）」を「第
第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第四十六条―第四十九条）」に改める。

第四章 雑則（第五十条）
第四条ただし書中「ユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又はユニット型地域密着型特別
養護老人ホームを併設する場合の介護職員を除き、」を削る。

第五条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。
八 虐待の防止のための措置に関する事項

第十三条の二第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ
電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第二十二条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専
門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する
者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなけれ
ばならない。

第二十二条に次の一項を加える。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的
な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなら
ない。

第二十二条の次に次の一条を加える。
（業務継続計画の策定等）

第二十二條の二 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサー
ビスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以
下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなら
ない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び
訓練を定期的の実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変
更を行うものとする。

第二十四条第二項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第二十八条第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第二十八条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第二十八条の二 条例第十二条の二の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十条ただし書中「特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員及び看護職員(第三十七条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)」を除き、「を削る」。

第三十一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十二条第三項第一号イ(2)ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(4)中「次のいずれかを満たすこと」を「十・六五平方メートル以上とすること」に改め、同号イ(4)に次のただし書を加える。

ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第三十二条第三項第一号イ(4)(i)及び(ii)を削る。

第三十三条の二第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第三十七条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他こ

れに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十七条に次の一項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十九条中「第二十一条まで」の下に「、第二十二條の二」を加え、「、第二十八条及び第二十九條」を「及び第二十八条から第二十九條までの規定」に改める。

第四十条ただし書中「ユニット型特別養護老人ホーム又はユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員を除き、」を削る。

第四十二条第七項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第四十四条第一項中「協議会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第四十五条中「及び第二十九條の」を「から第二十九條までの」に、「及び第二十九條中」を「から第二十九條までの規定中」に、「第二十八條及び第二十九條」を「及び第二十八條から第二十九條まで」に改める。

第四十六条ただし書中「特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員及び看護職員(第四十九条において準用する第三十七条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)」を除き、「を削る」。

第四十七条第三項第一号イ(2)ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(4)中「次のいずれかを満たすこと」を「十・六五平方メートル以上とすること」に改め、同号イ(4)に次のただし書を加える。

ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第四十七条第三項第一号イ(4)(i)及び(ii)を削る。

第四十九条中「第二十一条まで」の下に「、第二十二條の二」を加え、「、第二十九條」を「から第二十九條まで」に改める。

本則に次の一章を加える。

第六章 雑則
(電磁的記録等)

第五十条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第五条（改正後の第四十五条において準用する場合を含む。）及び第三十一条（改正後の第四十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十二條第三項（改正後の第四十五条において準用する場合を含む。）及び第三十七條第四項（改正後の第四十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十二條の二（改正後の第三十九条、第四十五条及び第四十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第二十二條の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

5 施行日から令和三年九月三十日までの間における第二十八條第四号（改正後の第三十九条、第四

十五条及び第四十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「置く」とあるのは、「置くよう努める」とする。

6 当分の間、改正後の第三十二條第三項第一号イ(2)の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、改正後の第三十七條第二項及び改正後の第三十九条において準用する改正後の第九條第一項第四号イの基準を、改正後の第四十七條第三項第一号イ(2)の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、改正後の第四十九条において準用する改正後の第三十七條第二項及び第四十二條第一項第四号イの基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホーム又はユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、改正前の第三十二條第三項第一号イ(4)(ii)及び第四十七條第三項第一号イ(4)(ii)の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

8 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十四條第二項第三号（改正後の第三十九条、第四十五条及び第四十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別養護老人ホームは、その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めるものとする。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十六号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年宮城県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 ユニット型介護老人保健施設（第四十条―第五十一条）」を「第三章 ユニット型介護老人保健施設（第四十条―第五十一条）」を「第三章 ユニット型介護老人保健施設（第四十条―第五十一条）」に改める。

型介護老人保健施設（第四十条―第五十一条）」に改める。

五十二条）

第二条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項ただし書中「ユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、」を削り、同条第五項第一号中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第二号中「医師、栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第三号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第四条第一項第二号イ中「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同号ロ中「第十一条」を「第十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第十三条の二第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第十四条第六項中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならぬ。）」を加える。

第十七条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第十七条の二 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第十七条の三 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十六条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十七条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十七条に次の一項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十七条の二 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十条第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十二条に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十六条第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十六条の二 条例第十五条の二の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
 第四十二条第一項第二号イ中「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同号ロ中「第十一条」を「第十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第四十八条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。
 八 虐待の防止のための措置に関する事項

その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。

第四十九条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十一条中「第十七条」を「第十七条の三」に改め、「第二十五条まで」の下に、「第二十七条の二」を加え、「並びに第三十八条」を「第三十六条の二並びに第三十八条」に改める。
 本則に次の一章を加える。

第四章 雑則
 （電磁的記録等）

第五十二条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第七条第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）及び第十条第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができる方法）によることができる。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
 （経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第十七条の二（改正後の第五十一条において準用する場合を含む。）及び改正後の第十七条の三（改正後の第五十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十六条及び第四十八条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十七条第三項及び第四十九条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十七条の二（改正後の第五十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第二十七条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

6 施行日から令和三年九月三十日までの間における改正後の第三十六条第四号（改正後の第五十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第三十六条第四号中「置くこと」とあるのは、「置くよう努めること」とする。

7 当分の間、改正後の第四十一条第一号イ(2)の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型介護老人保健施設は、改正後の第二条第一項第三号及び第四十九条第二項の基準を満たすほか、ユニット型介護老人保健施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看

護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

8 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十条第二項第三号（改正後の第五十一条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十七号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三章 特定福祉用具販売（第二百四十一条―第二百一十一条）」を「第十三章 特定福祉用具販売（第二百四十一条―第二百一十一条）」に改める。

第二十二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十四条に次の一項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十四条の二 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければ

ならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十五条に次の一項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

二 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十六条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第三十条の見出し中「連携」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十条の二 条例第十五条の二の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行

実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第三十三条の三中「読み替える」を、「第三十条の二及び第三十三条中「条例」とあるのは「条例第十七条の三において準用する条例」と読み替える」に改める。

第三十四条第二項中「第三十二条第一号」を「第三十条の二並びに第三十二条第一号」に改める。

第四十条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第四十条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第四十条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四十二条中「、第二十四条」を「、第二十四条の二」に、「第三十三条」を「、第三十条の二及び第三十三条」に改める。

第四十三条中「、第二十四条」を「、第二十四条の二」に、「第三十条、第三十一条」を「第三十条から第三十一条まで」に、「等」と、「第三十三条」を「等」と、「第三十条の二、第三十三条」に改める。

第五十三条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十五条中「第三十三条中」を「第三十条の二及び第三十三条中」に改める。

第五十七条第五号中「構成される会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第五十九条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第六十一条中「第三十三条中」を「第三十条の二及び第三十三条中」に改める。

第六十四条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると思われる場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要の情報提供又は助言を行う。

五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第六十四条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
- 四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

第六十五条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第六十七条中「利用者」と、の下に「第三十条の二及び」を加える。
第七十三条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項
第七十四条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。

第七十四条に次の一項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十七条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第七十七条の次に次の一条を加える。
（地域との連携等）

第七十七条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第七十九条中「第二十条」の下に「第二十四条の二」を加え、「第三十一条まで」を「第二十九条まで、第三十条の二、第三十一条」に、「第四条」を「第四条第一項」に、「第三十三条中」を「第三十条の二及び第三十三条中」に改める。

第八十一条中「第二十六条から第三十一条まで」を「第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十条の二、第三十一条」に、「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「及び第二十六条」を「第二十四条の二第二項及び第二十六条第一項」に、「第六十九条第三項中」を「第三十条の二中「条例」とあるのは「条例第五十五条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第五十五条において準用する条例」と、第六十九条第三項中」に、「及び第七十四条第三項」を「並びに第七十四条第三項及び第四項」に、「第七十八条第一号」を「第七十六条中「条例」とあるのは「条例第五十五条において準用する条例」と、第七十七条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第七十八条第一号」に改める。

第九十六条第一項中「第二十条、」を「第二十条、第二十四条の二、」に、「第三十条」を「第三十条の二」に、「と、第三十三条」を「と、第三十条の二中「条例」とあるのは「条例第五十九条第一項において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十三条」に改める。

第九 虐待の防止のための措置に関する事項
第九十二条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

第九十三条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第一百五十五条中「第二十条」の下に「第二十四条の二」を加え、「第四条」を「第四条第一項」に改め、「第七十四条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第一百六条第一項第一号から第五号までの規定中「一人以上」を「二以上」に改め、同条第五項中「並

びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない」を「のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であつても、利用者の状態像に応じた必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第六百八条第一項第二号イ中「第五十一条」を「第五十一条第一項」に改め、同号ロ中「第五十一条」を「第五十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第六百二十一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百二十五条中「第十九条」の下に、「第二十四条の二」を、「第三十一条まで」の下に（「第三十条第二項を除く。」）を加え、「第二十六条中」を「第二十四条の二第二項、第二十六条第一項中」に、「第三十三条中」を「第三十条の二中「条例」とあるのは「条例第七十二条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第三十三条中」に改め、「第七十四条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「読み替える」を、「第七十七条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替える」に改める。

第六百二十六条第一項第一号イ(2)中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)中「。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない」を削る。

第六百三十二条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百三十三条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八十二条に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第六百三十三条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第六百三十五条中「第十九条」の下に、「第二十四条の二」を、「第三十一条まで」の下に（「第三十条第二項を除く。」）を加え、「第二十六条中」を「第二十四条の二第二項、第二十六条第一項中」に、「第三十三条、第七十六条及び第七十六条第一項」を「第三十条の二中「条例」とあるのは「条例第七十七条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「第三百三十五条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「第三百三十五条において準用する第六十六条第一項各号に掲げる従業者」と、第六十六条第一項中「条例」とあるのは「条例第七十七条において準用する条例」と、同条第八項」に、「第六項」を「第七項」に改め、「第三百二十五条」とあるのは「第三百三十五条」と削る。

第六百三十五条の三中「第十九条」の下に、「第二十四条の二」を、「第三十一条まで」の下に（「第三十条第二項を除く。」）を、「において、」の下に「第二十四条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）と、」を加え、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「」を削り、「という。」を「と、第三十条の二中「条例」とあるのは「条例第七十八条の三において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第七十八条の三において準用する条例」に改め、「第七十四条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第九十九条第一項」を「第七十六条中「条例」とあるのは「条例第七十八条の三において準用する条例」と、第七十七条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第九十九条第一項」に改める。

第六百三十六条第一項第一号から第四号までの規定中「一人以上」を「一以上」に改める。

第六百四十条中「第十九条」の下に、「第二十四条の二」を加え、「第三十条」を「第三十条第一項、第三十条の二」に、「第二十六条中」を「第二十四条の二第二項、第二十六条第一項中」に、「第三十条中」を「第三十条の二中「条例」とあるのは「条例第八十二条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「第三百三十六条第一項各号に掲げる従業者」と、第三十三条中」に改め、「第七十四条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第九十九条第一項」を「第七十七条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「第三百三十六条第一項各号に掲げ

る従業者」と、第百九条第一項」に改める。

第百五十一条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第百五十四条中「第十九条」の下に、「第二十四条の二」を、「第三十一条まで」の下に、「第三十条第二項を除く。」を加え、「第二十六条中」を「第二十四条の二第二項及び第二十六条第一項中」に、「第三十三条中」を「第三十条の二中」[条例]とあるのは「[条例]第八十八条において準用する[条例]」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「[短期入所療養介護従業者]」と、第三十三条中」に改め、「第七十四条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第百九条中」を「第百三条第二項第一号及び第三号中」[通所リハビリテーション従業者]とあるのは「[短期入所療養介護従業者]」と、第百九条第一項中」に改める。

第百六十条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第百六十一条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第百六十一条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百六十三条中「第十九条」の下に、「第二十四条の二」を加え、「第二十六条中」を「第二十四条の二第二項及び第二十六条第一項中」に、「第三十三条及び」を「第三十条の二中」[条例]とあるのは「[条例]第九十三条において準用する[条例]」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「[第百六十三条において準用する第百四十一条各号に掲げる従業者]」と、第三十三条及び」に、「第百九条中」を「第百三条第二項第一号及び第三号中」[通所リハビリテーション従業者]とあるのは「[第百六十三条において準用する第百四十一条各号に掲げる従業者]」と、第百九条第一項中」に改める。

第百七十一条の二第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第百七十七条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第百七十八条第四項に後段として次のように加える。

その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第百七十八条に次の一項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百八十二条中「第十九条」の下に、「第二十四条の二」を加え、「第三十一条まで」を「第二十九条まで、第三十条の二、第三十一条」に、「第二十六条中」を「第二十四条の二第二項及び第二十六条第一項中」に、「第三十三条中」を「第三十条の二中」[条例]とあるのは「[条例]第九十九条において準用する[条例]」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「[特定施設従業者]」と、第三十三条中」に、「読み替える」を「、第七十七条第二項第一号及び第三号中」[通所介護従業者]とあるのは「[特定施設従業者]」と読み替える」に改める。

第百八十七条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第百九十条中「第十九条」の下に、「第二十四条の二」を加え、「第三十一条まで」を「第二十九条まで、第三十条の二、第三十一条」に、「第二十六条中」を「第二十四条の二第二項中」[訪問介護員等]とあるのは「[指定特定施設の従業者]」と、第二十六条第一項中」に、「第三十三条中」を「第三十条の二中」[条例]とあるのは「[条例]第百四条において準用する[条例]」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「[指定特定施設の従業者]」と、第三十三条中」に改め、「及び第百六十五条第一項」を削り、「第百六十九条第二項」を「第七十七条第二項第一号及び第三号中」[通所介護従業者]とあるのは「[指定特定施設の従業者]」と、第百六十五条第一項中「[条例]」とあるのは「[条例]第百四条において準用する[条例]」と、第百六十九条第二項」に改める。

第百九十六条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一項を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第百九十九条に次の一項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
三 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第二百二条中「第十九条」の下に、「第二十四条の二」を加え、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に、「第三十三条中」を「第二十四条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十条の二中「条例」とあるのは「条例第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十三条中」に改め、「利用」との下に「同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百三条第一項中「第十九条」の下に、「第二十四条の二」を加え、「第三十一条」を「から第三十一条まで」に、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に、「第三十三条中」を「第二十四条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十条の二中「条例」とあるのは「条例第一百二条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十三条中」に改め、「利用」との下に「同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加え、「第一百二条において」を「第一百二条第一項において」に改める。

第二百一十一条中「第十九条」の下に、「第二十四条の二」を加え、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に、「第四条」を「第四条第一項」に改め、「利用者」との下に「第二十四条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加え、「第三十三条中」を「同条第三項第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十条の二中「条例」とあるのは「条例第一百七十七条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「訪問介

護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十三条中」に改め、「利用」との下に「同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

本則に次の一章を加える。

第十四章 雑則

(電磁的記録等)

第二百十二条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第六条第一項（第三十三条の三、第三十四条第二項、第四十二条、第四十三条、第五十五条、第六十一条、第六十七条、第七十九条、第八十一条、第九十六条、第一百五十五条、第二百二十五条、第三百三十五条、第三百三十五条の三、第四百十条、第五百四十四条、第六百六十三条、第六百八十二条、第六百九十条、第二百二条、第二百三条及び第二百一十一条において準用する場合を含む。）及び第六百六十九条第一項（第九十条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十二條（改正後の第三十三條の三及び第三十四條第二項において準用する場合を含む。）、第四十條（改正後の第四十三條において準用する場合を含む。）、第五十三條、第五十九條、第六十五條、第七十三條（改正後の第八十一条及び第九十六條において準用する場合を含む。）、第一百二條、第二百一十一條（改正後の第三百三十五條の三及び第四百十條において準用する場合を含む。）、

第三百三十二条、第五百十一条、第六十条、第七十七条、第八十七条及び第九十六条（改正後の第二百三十三条及び第二百四十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十四条の二（改正後の第三十三条の三、第三十四条第二項、第四十二条、第四十三条、第五十五条、第六十一条、第六十七条、第七十九条、第八十一条、第九十六条、第二百五条、第二百二十五条、第二百三十五条の三、第四百十条、第五百四十四条、第六十三條、第八十二条、第九十条、第二百二条、第二百三條及び第二百四十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第二十四条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十五条第三項（改正後の第三十三条の三、第三十四条第二項、第四十二条、第四十三条、第五十五条、第六十一条、第六十七条及び第二百四十一条において準用する場合を含む。）、第七十七条第二項（改正後の第八十一条、第九十六条、第二百二十五条、第二百三十五条の三、第四百十条、第八十二条及び第九十条において準用する場合を含む。）、第二百三十三條第二項（改正後の第二百五十四条及び第六十三條において準用する場合を含む。）及び第九十九条第六項（改正後の第二百三十三條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第四十条の二第三項（改正後の第四十三条において準用する場合を含む。）、第七十四条第三項（改正後の第八十一条、第九十六条、第一百五十五条、第二百二十五条、第二百三十五条の三、第四百十条及び第五百四十四条において準用する場合を含む。）、第二百三十三條第四項、第六十一条第四項及び第七十八條第四項（改正後の第九十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

6 当分の間、改正後の第二百二十六条第一項第二号イ(2)の規定に基づき利用定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業者は、改正後の第二百三十五条において準用する改正後の第六十六条第一項第三号及び第二百三十三條第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案

して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であつて、改正前の第二百二十六条第一項第一号イ(3)（後段に係る部分に限る。）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十八号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設（第四十条―第五十条）」を「第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設（第四十条―第五十条）」に改める。

第二条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項ただし書中「、ユニット型指定介護老人福祉施設又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス）の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）を併設する場合の介護職員を除き」を削り、同条第九項中「指定地域密着型サービス基準」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）」に改める。

第十二条の二第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第十三条第六項中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければ

ばならない。」を加える。

第十八条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第十八条の二 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第十八条の三 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十五条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十六条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十六条に次の一項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十六条の二 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十八条第一項中「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「第十一条」を「第十一条各項」に改める。

第二十九条第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第四号中「及び」を「又は」に改める。

第三十一条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第三十六条第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十六条の二 条例第十五条の二の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十一条第一項第一号イ(2)ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)中「次のいずれかを満たすこと」を「十・六五平方メートル以上とすること」に改め、同号イ(3)に次のただし書を加える。

ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第四十二条第一項第一号イ(3)中(i)及び(ii)を削る。

第四十七条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第四十八条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉

士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四十八条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十条中「第二十四条まで」の下に、「第二十六条の二」を、「第三十六条」の下に、「第三十六条の二」を加える。

本則に次の一章を加える。

第四章 雑則

(電磁的記録等)

第五十一条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第六条第一項(第五十条において準用する場合を含む。))及び第九条第一項(第五十条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間における改

正後の第十八条の二(改正後の第五十条において準用する場合を含む。))及び改正後の第十八条の三(改正後の第五十条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「行わなければならない」とあるのは、「行うよう努めなければならない」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十五条及び第四十七条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十六条第三項及び第四十八条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければならない」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十六条の二(改正後の第五十条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、改正後の第二十六条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

6 施行日から令和三年九月三十日までの間における改正後の第三十六条第四号(改正後の第五十条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、改正後の第三十六条第四号中「置くこと」とあるのは、「置くよう努めること」とする。

7 当分の間、改正後の第四十一条第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、改正後の第二条第一項第三号イ及び第四十八条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

8 この規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この項において「居室等」という。)であつて、改正前の第四十一条第一号イ(3)(ii)の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

9 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十九条第二項第三号(改正後の第五十条において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十九号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同号中ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 栄養士又は管理栄養士 療養病床が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上
第二条第一項第三号イ中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同号中へをとし、ホの次に次のように加える。

へ 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

第十二条の二第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を加える。

第十三条第六項中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の下に「（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。）を加える。

第十五条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）
第十五条の二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

第十五条の三 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）
第十五条の三 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十三条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十四条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十四条に次の一項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十四条の二 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養型医療施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十七条第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第二十九条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第三十三条第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を加え、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第三十三条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十三条の二 条例第十四条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第三十七条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第六条第一項及び第九条第一項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法という。）によることができる。

附則第十一項第一号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床が百以上の指定介護療養型医療施設にあっては、一以上

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第十五条の二及び第十五条の三の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十三条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十四条第三項の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるとする」とする。

6 施行日から令和三年九月三十日までの間における改正後の第三十三条第四号の規定の適用については、同号中「置くこと」とあるのは、「置くよう努めること」とする。

7 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十七条第二項第三号の規定にかかわらず、指定介護療養型医療施設は、その従業者又は職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行うとともに、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めるものとする。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規

則

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三章 特定介護予防福祉用具販売（第八十三条―第九十条）」を「第十三章 特定介護予防福祉用具販売（第八十三条―第九十条）」を第十四章 雑

則（第九十一条）に改める。

第三十九条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十九条の二第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十九条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十九条の二の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十九条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十九条の三に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第三十九条の四に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第三十九条の八の見出し中「連携」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第三十九条の八の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十九条の八の二 条例第二十二条の七の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十三条中「第三十九条の四」を「第三十九条の四第一項」に、「第四十条」を「第三十九条の八の二及び第四十条」に改める。

第五十条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項
第五十条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五十条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならぬ。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十四条中「第三十九条の二」を「第三十九条の二の二」に、「第三十九条の四」を「第三十九条の四第一項」に、「第四十二条中」を「第三十九条の八の二及び第四十二条中」に改める。

第五十六条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十八条第一号中「構成される会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第五十九条中「第三十九条の二」を「第三十九条の二の二」に、「及び第四十七条」を「第四十七条及び第五十条の二」に、「第三十九条の四」を「第三十九条の四第一項」に、「第四十二条中」を「第三十九条の八の二及び第四十二条中」に、「読み替える」を「、第五十条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替える」に改める。

第六十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第六十四条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供さ

れるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあつた場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第六十四条に次の一項を加える。
3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第六十五条中「第三十九条の二」を「第三十九条の二の二」に、「及び第四十七条」を「第四十七条及び第五十条の二」に、「第三十九条の四」を「第三十九条の四第一項」に、「第四十二条中」を「第三十九条の八の二及び第四十二条中」に、「読み替える」を「、第五十条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替える」に改める。

第八十三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十三条の二第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第八十三条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。第八十四条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第八十九条中「第三十六条の三」の下に、「第三十九条の二の二」を加え、「第三十九条の四中」を「第三十九条の四第一項中」に、「第四十二条中」を「第三十九条の八の二及び第四十二条中」に改める。

第九十条第一項第一号から第五号までの規定中「一人以上」を「一以上」に改め、同条第五項中「並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人」を「のうち一人以上」に改め、「でなければならない」を加え、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第九十二条第一項第二号イ中「第五十八条の二」を「第五十八条の二第一項」に改め、同号ロ中「第五十八条の二」を「第五十八条の二第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第九十七条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十八条の二第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定介護予防短期入所生活介護事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防短期入所生活介護事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防短期入所生活介護事業者において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第九十条中「第三十八条」の下に、「第三十九条の二の二」を、「第三十九条の九まで」の下に（「第三十九条の八第二項を除く。」）を加え、「第三十九条の四中」を「第三十九条の二の二第二項中（「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第三十九条の四第一項中）に、「第四十二条中」を「第三十九条の八の二中（「条例」とあるのは「条例第六十七条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第四十二条中）に改め、「第八十三条の二第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第九十条第一項第一号イ(2)中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)中「また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない」を削る。

第九十一条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十二条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九十二条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生

活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百十七条中「第三十八条」の下に、「第三十九条の二の二」を、「第三十九条の九まで」の下に、「第三十九条の八第二項を除く。」を加え、「第三十九条の四中」を「第三十九条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第百十七条において準用する第九十条第一項各号に掲げる従業者」と、第三十九条の四第一項中」に、「と、第四十二条」を「と、第三十九条の八の二中「条例」とあるのは「条例第七十二条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第百十七条において準用する第九十条第一項各号に掲げる従業者」と、第四十二条」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「第六項まで」を「第七項まで」に、「第五号」を「同条第五号」に改める。

第百十七条の三中「第三十八条」の下に、「第三十九条の二の二」を、「第三十九条の九まで」の下に「第三十九条の八第二項を除く。」を加え、「第三十九条の四中」を「第三十九条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第三十九条の四第一項中」に改め、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「」を削り、「という。）」を「と、第三十九条の八の二中「条例」とあるのは「条例第七十三条の三において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」に改め、「第八十三条の二第三項」の下に「及び第四項」を加え、「及び第九十六条」を「、第九十六条並びに第九十八条の二第二項第一号及び第三号」に改める。

第百十八条第一項第一号から第四号までの規定中「一人以上」を「一以上」に改める。
第百二十二条中「第三十八条」の下に、「第三十九条の二の二」を加え、「第三十九条の六まで、第三十九条の七第一項、第三十九条の八、第三十九条の九」を「第三十九条の九まで（第三十九条の七第二項及び第三十九条の八第二項を除く。）」に、「第三十九条の四中」を「第三十九条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第百十八条第一項各号に掲げる従業者」と、第三十九条の四第一項中」に、「第四十二条中」を「第三十九条の八の二中「条例」とあるのは「条例第七十七条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第百十八条第一項各号に掲げる従業者」と、第四十二条中」に改め、「第八十三条の二第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百二十六条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
七 虐待の防止のための措置に関する事項

第百三十五条中「第三十八条」の下に、「第三十九条の二の二」を、「第三十九条の九まで」の下に「（第三十九条の八第二項を除く。）」を加え、「第三十九条の四中」を「第三十九条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第百二十三号各号に定める従業者」と、第三十九条の四第一項中」に、「第四十二条中」を「第三十九条の八の二中「条例」とあるのは「条例第八十三条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第百二十三号各号に定める従業者」と、第四十二条中」に改め、「第八十三条の二第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第九十三条中」を「第八十四条第二項第一号及び第三号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「第百二十三号各号に定める従業者」と、第九十三条第一項中」に改める。

第百三十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
七 虐待の防止のための措置に関する事項
第百三十八条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第百三十八条に次の一項を加える。
5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百四十三条中「第三十八条」の下に、「第三十九条の二の二」を、「第三十九条の九まで」の下に「（第三十九条の八第二項を除く。）」を加え、「第三十九条の四中」を「第三十九条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第百四十三条において準用する第百二十三号各号に定める従業者」と、第三十九条の四第一項中」に、「と、第四十二条」を「と、第三十九条の八の二第二項中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第百四十三条において準用する第百二十三号各号に定める従業者」と、第四十二条」に改める。

第百五十条の二第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第五百五十一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。
九 虐待の防止のための措置に関する事項

第五百五十二条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五百五十二条に次の一項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第六百六十一条中「第三十八条まで」の下に、「第三十九条の二の二」を、「第三十九条の九まで」の下に「第三十九条の八第二項を除く。」を加え、「第三十九条の四中」を「第三十七条及び第三十九条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第三十九条の四第一項中」に、「第三十七条中」を「第三十九条の八の二中「条例」とあるのは「条例第九十四条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中」に、「読み替える」を、「第九十八条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第六百六十五条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。
十 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百六十九条中「第三十八条まで」の下に、「第三十九条の二の二」を、「第三十九条の九まで」の下に「第三十九条の八第二項を除く。」を加え、「第三十九条の四中」を「第三十七条及び第三十九条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設従業者」と、第三十九条の四第一項中」に、「第三十七条」を「第三十九条の八の二中「条例」とあるのは「条例第九十九条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号」に、「第八十三条の四及び第四百四十五条第一項」を「及び第八十三条の四」に、「第四百四十九条第二項」を「第九十八条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第四百四十五条第一項中「条例」とあるのは「条例第九十九条において準用する条例」と、第四百四十九条第二項」に改める。

第六百七十三条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項
第六百七十六条に次の一項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第六百七十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第六百八十一条中「第三十八条」の下に、「第三十九条の二の二」を加え、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に、「第三十五条の十三」を、「第三十五条の十三第一項」に、「第四十二条中」を「第三十九条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十九条の八の二中「条例」とあるのは「条例第五十五条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四十二条中」に改め、「利用」と」の下に、「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第六百八十二条中「第三十九条の五、第三十九条の六、第三十九条の七第一項、第三十九条の八、第三十九条の九」を「第三十九条の二の二から第三十九条の九まで（第三十九条の七第二項を除く。）」に、「及び第二項並びに」を、「第二項及び第四項並びに」に、「第三十五条の十三」を、「第三十五条の十三第一項」に、「第四十二条中」を「第三十九条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十九条の八の二中「条例」とあるのは「条例第七十七条第一項において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四十二条中」に改め、「利用」と」の下に、「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第六百九十条中「第三十八条」の下に、「第三十九条の二の二」を加え、「及び第二項」を、「第二

項及び第四項」に、「第三十五条の三」を「第三十五条の三第一項」に、「第四十二条」を「第三十九条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十九条の八の二中「条例」とあるのは「条例第百三十三条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四十二条中「改め、「利用」と」の下に、「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

本則に次の一章を加える。

第十四章 雑則

(電磁的記録等)

第百九十一条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、条例又はこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第三十五条の五第一項(第四十三条、第五十四条、第五十九条、第六十五条、第八十九条、第百八条、第百十七条、第百二十七条の三、第百二十二条、第百三十五条、第百四十三条、第百六十一条、第百六十九条、第百八十一条、第百八十二条及び第百九十条において準用する場合を含む。)及び第百四十九条第一項(第百六十九条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第三十九条(改正後の第四十三条において準用する場合を含む。)、第五十条、第五十六条、

第六十二条、第八十三条、第九十七条(改正後の第百七十七条の三及び第百二十二条において準用する場合を含む。)、第百十一条、第百二十六条、第百三十七条、第百五十一条、第百六十五条及び第百七十三条(改正後の第百八十二条及び第百九十条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第三十九条の二の二(改正後の第四十三条、第五十四条、第五十九条、第六十五条、第八十九条、第百八条、第百十七条、第百二十七条の三、第百二十二条、第百三十五条、第百四十三条、第百六十一条、第百六十九条、第百八十一条、第百八十二条及び第百九十条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第三十九条の二の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第三十九条の三第三項(改正後の第四十三条、第五十四条、第五十九条、第六十五条及び第百九十条において準用する場合を含む。)、第八十四条第二項(改正後の第百三十五条及び第百四十三条において準用する場合を含む。)、第九十八条の二第二項(改正後の第百十七条、第百二十七条の三、第百二十二条、第百六十一条及び第百六十九条において準用する場合を含む。)及び第百七十六条第六項(改正後の第百八十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第三十九条の二第三項(改正後の第四十三条において準用する場合を含む。)、第八十三条の二第三項(改正後の第百八条、第百十七条の三、第百二十二条及び第百三十五条において準用する場合を含む。)、第百二十二条第四項、第百三十八条第四項及び第百五十二条第四項(改正後の第百六十九条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

6 当分の間、改正後の第百九条第一項第一号イ②の規定に基づき利用定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、改正後の第百十七条において準用する改正後の第九十条第一項第三号及び第百十二条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、改正前の第百九条第一項第一号イ③（後段に係る部分に限る。）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十一号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成三十年宮城県規則第百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 ユニット型介護医療院（第四十一条―第五十二条）」を「第三章 ユニット型介護医療院（第四十一条―第五十二条）」を「第三章 ユニット型介護医療院（第四十一条―第五十二条）」に改める。

第二条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項ただし書中「、介護医療院にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き」を削る。

第四条第一項第二号イ中「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同号ロ中「第十一条」を「第十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第十四条第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第十五条第六項中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この号において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならぬ。）」を加える。

第十八条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第十八条の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第十八条の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十七条中「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改め、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十八条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十八条に次の一項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十八条の二 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十条第一項中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

第三十一条第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための」

訓練」を加え、同条第三項中「平成三十年厚生労働省令第五号」の下に「。以下「省令」という。」を加える。

第三十三条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十七条第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十七条の二 条例第十五条の二の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十三条第一項第二号イ中「第十一条」を「第十一第一項」に改め、同号ロ中「第十一条」を「第十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第四十九条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講

じなければならない。

第五十二条中「第十八条」を「第十八条の三」に改め、「第二十六条まで」の下に「、第二十八条の二」を、「第三十七条」の下に「、第三十七条の二」を加える。

本則に次の一章を加える。

第四章 雑則

（電磁的記録等）

第五十三条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第七条第一項（第五十二条において準用する場合を含む。）及び第十条第一項（第五十二条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則に次の一項を加える。

6 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第三条第一項第三号ロの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第十八条の二（改正後の第五十二条において準用する場合を含む。）及び改正後の第十八条の三（改正後の第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規

定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十七条及び第四十九条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十八条第三項及び第五十条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十八条の二（改正後の第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第二十八条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

6 施行日から令和三年九月三十日までの間における改正後の第三十七条第四号（改正後の第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「置くこと」とあるのは、「置くよう努めること」とする。

7 当分の間、改正後の第四十二条第一項第一号の規定に基づき人所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型介護医療院は、改正後の第二条第一項第二号及び第三号並びに第五十条第二項の基準を満たすほか、ユニット型介護医療院における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

8 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十一条第二項第三号（改正後の第五十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護医療院は、当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行うとともに、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うものとする。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

〇宮城県規則第七十二号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四章 児童家庭支援センター（第八十五条）」を「第十四章 児童家庭支援センター（第八十五条） 第十五章 雑則（第八十六条）」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第四条の二 障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第五条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害児入所施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

第十七条第三項、第二十五条第一項及び第四十三条第二項中「を除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「研究科」を加える。

第五十条第二項中「四・三」を「四」に改め、同条第八項中「乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人」を「児童おおむね四人」に改め、同条第十項中「を除く。」の下に「若しくは大

学院」を、「学科」の下に、「研究科」を加える。

第六十三条第一項中「及び機能訓練担当職員」を、「機能訓練担当職員及び看護職員」に、「数以上とする」を「数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同条第四項中「及び機能訓練担当職員」を、「機能訓練担当職員及び看護職員」に改める。

第七十一条第二項及び第七十七条第二項中「に同じ。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に、「研究科」を加える。

本則に次の一章を加える。

第十五章 雑則

(電磁的記録等)

第八十六条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、条例又はこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、本則に一章を加える改正規定は、令和三年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第四条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第五条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

4 この規則の施行の際現に存する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和三年宮城県条例第三十号)による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十一号。以下「旧条例」という。)第四十三条第二項に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、改

正後の第五十条第二項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に存する旧条例第四十四条第三項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、改正後の第五十条第八項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

6 この規則の施行の際現に存する旧条例第五十二条第一項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する改正後の第六十三条第一項の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。

障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例施行規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十三号

障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(令和三年宮城県条例第三十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助言又はあつせんの申立て)

第二条 条例第十一條第一項の助言又はあつせんを求める旨の申立てをしようとする者(以下「申立者」という。)は、次に掲げる事項を記載した助言又はあつせん申立書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。ただし、申立者が当該助言又はあつせん申立書の作成又は提出をすることができないことについて相当の理由があると知事が認める場合は、口頭で同項の申立てをすることができる。

一 障害を理由とする差別を受けたとされる者の氏名、住所及び申立者との関係

二 障害を理由とする差別をしたとされる者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び事業所の所在地

三 障害を理由とする差別の概要

四 求める措置の内容

五 その他参考となるべき事項

2 申立者は、必要に応じ、助言又はあつせんの参考となるべき事項に関する書類、記録その他の資料を提出することができる。

3 第一項ただし書の規定により口頭で条例第十一条第一項の助言又はあつせんを求める旨の申立てをする場合には、申立者は、第一項各号に規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた知事の指名する職員は、その陳述の内容を録取し、これを陳述をした申立者について読み聞かせる等の方法により誤りのないことを確認し、当該申立者に署名又は記名押印させなければならない。

4 障害のある人の家族その他の関係者が条例第十一条第一項の助言又はあつせんを求める旨の申立てをしようとする場合は、当該申立てをすることが同条第二項第四号の規定に該当しないことを証明しなければならない。

(事実の調査)

第三条 条例第十二条第一項の調査は、知事の指名する職員が行うものとする。条例第十三条第四項の規定により知事が行う調査も、同様とする。

2 前項の調査を行う職員及び条例第十三条第三項の調査を行う委員会の委員又は専門委員は、その身分を示す証明書を携帯し、対象事案関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 前項の職員の証明書は身分証明書(様式第二号)に、同項の委員会の委員又は専門委員の証明書は身分証明書(様式第三号)によるものとする。

(あつせんの開始)

第四条 知事は、条例第十三条第一項の規定によるあつせんの求めを行った場合は、対象事案の当事者に対し、速やかに、その旨をあつせんの求めに関する通知書(様式第四号)により通知するものとする。

2 知事は、条例第十三条第一項の規定によるあつせんの求めを行わないこととした場合は、申立者に対し、速やかに、その旨及びその理由を通知するものとする。

(あつせん案の提示)

第五条 条例第十三条第六項の規定によるあつせん案の提示は、次に掲げる事項を記載した書面を対象事案の当事者に送付することにより行うものとする。

- 一 あつせん案の内容及び理由
- 二 あつせん案に対する諾否の応答をすべき期限及びその方法
- 三 前二号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

(勧告の実施)

第六条 条例第十四条第二項の規定による勧告は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- 一 勧告の対象となる者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- 二 勧告の対象となる者の勧告に係る事業所の所在地
- 三 勧告の内容及び理由
- 四 勧告に従う旨又は従わない旨の意思の表明をすべき期限及びその方法
- 五 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

(公表)

第七条 条例第十五条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 条例第十四条第二項の規定による勧告を受けた者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- 二 勧告を受けた者の勧告に係る事業所の所在地
- 三 勧告の内容
- 四 勧告に従わなかったこと
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(意見聴取の手続)

第八条 行政手続条例(平成七年宮城県条例第三十号)第三章第二節の規定は、条例第十五条第二項の規定による意見の聴取について準用する。この場合において、同節中「行政庁」とあるのは「知事」と、「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、「不利益処分」とあるのは「公表」と、「条例等」とあるのは「障害を理由とする差別を解消し障害のある人も共生する社会づくり条例(令和三年宮城県条例第三十一号)」と、「職員その他規則で定める者」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

(委任)

第九条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

助言又はあっせん申立書

宮城県知事 殿

住 所
申立者 氏 名
電 話 番 号

年 月 日

障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例第11条第1項の規定により、次のとおり助言又はあっせんを求めます。

記

1 障害を理由とする差別を受けたとされる者

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 申立者との関係

2 障害を理由とする差別をしたとされる者

(1) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(2) 障害を理由とする差別に係る事業所の所在地

3 障害を理由とする差別の概要

4 求める措置の内容

5 その他参考となるべき事項

様式第2号 (第3条関係)

(表面)

<p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p>所属 職名 氏名</p> <p>上記の者は、障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例第12条第1項の規定により対象事案に係る事実の調査を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">宮城県知事</p>	<p>障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例 (抜粋)</p> <p>(事実の調査)</p> <p>第12条 知事は、前条第1項の申立てがあったときは、当該申立てがあった対象事案に係る事実の調査を行うものとする。</p> <p>2 前項の対象事案の当事者(当該対象事案に関し、前条第1項の申立てをした者及び第8条第1項又は第2項の規定に違反する行為をしたとされる事業者をいう。以下同じ。)その他の関係者(以下「対象事案関係者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。</p>
--	---

(裏面)

<p>(助言又はあっせん)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員会は、あっせんのために必要があると認めるときは、第1項の規定によるあっせんの求めがあった対象事案に係る対象事案関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。</p> <p>4 委員会は、必要があると認めるときは、知事に前項の調査の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>5 対象事案関係者は、正当な理由がある場合を除き、第3項の調査(前項の規定により知事とその全部又は一部を行う場合を含む。次条において同じ。)に協力しなければならない。</p> <p>6から8まで 略</p>	<p>障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例施行規則 (抜粋)</p> <p>(事実の調査)</p> <p>第3条 条例第12条第1項の調査は、知事の指名する職員が行うものとする。条例第13条第4項の規定により知事が行う調査も、同様とする。</p> <p>2 前項の調査を行う職員及び条例第13条第3項の調査を行う委員会の委員又は専門委員は、その身分を示す証明書を携帯し、対象事案関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 略</p>
--	---

(注) 本証明書の大きさは、縦5.5センチメートル、横18.2センチメートルとする。

様式第3号 (第3条関係)

(表面)

<p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p>氏名</p> <p>上記の者は、障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例第13条第3項の規定によりあつせんに必要な調査を行う宮城県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会の委員又は専門委員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 交付</p> <p style="text-align: center;">宮城県知事</p>	<p>障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例 (抜粋)</p> <p>(助言又はあつせん)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員会は、あつせんのために必要があると認めるときは、第1項の規定によるあつせんの求めがあった対象事案に係る対象事案関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。</p> <p>4 から 8 まで 略</p>
---	--

(裏面)

<p>障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例施行規則 (抜粋)</p> <p>(事実の調査)</p> <p>第3条 条例第12条第1項の調査は、知事の指名する職員が行うものとする。条例第13条第4項の規定により知事が行う調査も、同様とする。</p> <p>2 前項の調査を行う職員及び条例第13条第3項の調査を行う委員会の委員又は専門委員は、その身分を示す証明書を携帯し、対象事案関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 略</p>	
---	--

(注) 本証明書の大きさは、縦5.5センチメートル、横18.2センチメートルとする。

様式第4号 (第4条関係)

あつせんの求めに関する通知書

殿

宮城県知事

印

年 月 日
第 号

障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例第13条第1項の規定により、宮城県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会に下記のとおりあつせんを行うよう求めたので、通知します。

記

- 1 あつせんを求める旨の申立てがあった日
- 2 あつせんを求める旨の申立てを行った者
- 3 あつせんを求める旨の申立てがあった事案の概要
- 4 備考

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十四号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成五年宮城県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（身体障害者手帳）

第一条の二 法第四条の身体障害者手帳は、様式第一号の二の身体障害者手帳によるものとする。

様式第一号を様式第一号の二とし、附則の次に次の二様式を加える。

様式第1号 (第1条の2関係)

身体障害者手帳	宮 城 県
第 号	第 号
写 真	(縦4cm横3cm で上半身を 写したものを)
氏 名	宮 城 県
年 月 日 生	年 月 日 生
年 月 日 付	年 月 日 付

(1)

障 害 名	
身体障害者等級による級別	
鉄道旅客運賃減額	

(2)

本 人 の 欄	変 更 日 印
現 住 所	年 月 日

(表)

(3)

保 護 者 の 欄	保 護 者 氏 名 続 柄 現 住 所
	保護者となった年月日
	年 月 日
	福祉事務所長又は町村長確認印

(4)

備 考	有料道路
-----	------

(5)

一 この手帳の交付を受けて定正しようとする場合は、国、都道府県、市町
村などでもできるだけのお世話になります。
二 医療や生活や職業などについて相談されたときや、つえ、難聴など
が必要ときは、いつでも近隣の町村役場、福祉事務所、保健所、児童相談
所などに相談ください。
三 身体障害者福祉司、児童福祉司などが請うていただくことができます。
四 この手帳はなくさないよう大切に持ち回してください。
五 住所氏名が変わったときは、すぐ変更の届を出してください。
六 この手帳を失くしたり、使用できないようになったときは、再交付を
申請してください。
七 この手帳は他人に譲ったり貸したりしてはなりません。
八 本人が身体障害者福祉法別表に掲げる障害を有しなくなったとき、又は死
亡したときは、速やかに手帳返還してください。

(10)

注 意 事 項

(9)

備 考

(8)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(7)

補 装 具 の 欄	交付又は修理年月日	種類	職 氏 披 氏 名 及 び 印 者

(6)

備考 用紙の大きさは、縦11.5センチメートル、横35.5センチメートルとする。

様式第四号及び様式第五号を次のとおり改める。

様式第四号（第6条関係）

同 意 書

医 師 氏 名	
医 療 機 関 在 地 及 び 所 在 地 名	
担 当 科 目	

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師として指定されることに同意します。

医療機関開設者名 (印)

医 師 氏 名 (印)

備考 医師氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。

様式第5号 (第7条関係)

変 更 届

第 年 月 日 号

宮城県知事 殿

指定医師氏名

(印)

医療機関名
身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の所在地に変更があったので報告します。

記

新	医療機関名	
	所在地	
旧	医療機関名	
	所在地	
	氏名	

備考 医師氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

様式第七号 (その一表) 中

「上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。

年 月 日

病院又は診療所の名称

所在地

診療担当科名

科 医師氏名

㊦

を

「上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。

年 月 日

病院又は診療所の名称

所在地

診療担当科名

科 医師氏名

(印)

を

〔記名押印又は署名〕

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により知事が交付した身体障害者手帳は、改正後の様式第一号の身体障害者手帳によるものとみなす。

3 改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の身体障害者福祉法施行細則の規定によるものとみなす。

療育手帳交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十五号

療育手帳交付規則の一部を改正する規則

療育手帳交付規則(平成十二年宮城県規則第百二号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「申請(届出)者(印)」を

「申請（届出）者（印）」に改める。
（記名押印又は署名）」

様式第三号中「判定の結果、非該当のため」を削る。

様式第三号の二中 「申出者氏名 印」を
連絡先 （ ）

「申出者氏名（印）」に改める。
（記名押印又は署名）」

添 券 先 （ ）

附 則

（施行期日）
1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の療育手帳交付規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の療育手帳交付規則の規定によるものとみなす。

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十六号

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第十九条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その

他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

第十四条第二項中「地域活動支援センター」を「当該地域活動支援センター」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（次条第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

第十四条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第十七条 条例第十条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十三条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十五条 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス

の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十二条の次に次の一条を加える。

（勤務体制の確保等）

第十三条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定及び同条を第十八条とし、同条の次に一条を加える改正規定（一条を加える部分に限る。）は、令和三年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第十五条の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第十六条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十七号

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第十七条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

第十二条第二項中「福祉ホーム」を「当該福祉ホーム」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（次条第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に

周知徹底を図ること。

二 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

を定期的実施すること。

第十二条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十五条 条例第十一条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十一条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十三条 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第十一条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十三条の改正規定及び同条を第十六条

とし、同条の次に一条を加える改正規定（一条を加える部分に限る。）は、令和三年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第十三条の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第十四条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十八号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百五十七条）」を

「第十七章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百五十七条）」を 第十八章 雑則（第百五十八条）

に改める。

第二十三条中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に改める。

第二十五条に次の一項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十五条の二 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十六条に次の一項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第二十七条に次の一項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二十七条の次に次の一条を加える。
(身体拘束等の禁止)
第二十七条の二 条例第十一条の二第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第二十九条の二 条例第十五条の二の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十三条及び第三十三条の四中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に、「第三十二条」を「第二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条」に改める。

第三十七条第一項中「及び第二十五条」を「第二十五条から第二十七条まで及び第二十八条」に、「第二十七条」を「第二十七条第一項」に、「第三十二条」を「第二十九条の二及び第三十二条」に改め、同条第二項中「第二十五条から」の下に「第二十七条まで、第二十八条から」を加え、「第二十七条」を「第二十七条第一項」に、「第三十二条」を「第二十九条の二及び第三十二条」に改める。

第四十七条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第五十六条中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第五十七条に次の一項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第六十条第二項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整

備すること。

三 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
第六十一条に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第六十三条第一号中「第二十七条第二項」を「第二十八条において準用する条例第十一条の二第二項」に改める。

第六十四条中「第二十八条、第二十九条第一項」を「第二十五条の二、第二十七条の二から第二十九条（第二項を除く。）まで、第二十九条の二」に、「第三十二条」を「第二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条」に改める。

第七十一条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、条例第八十八条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、条例第八十八条の三に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。
第七十五条中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改める。

第七十六条第二項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第七十八条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代える

ことができる。

第七十九条中「第二十八条」を「第二十五条の二、第二十七条の二」に、「第三十二条中」を「第二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条中」に改め、「及び第六十三条第一号」を削り、「同条第二号及び第三号」を「第六十三条第一号から第三号までの規定」に改める。
第七十九条の五中「第二十八条」を「第二十五条の二、第二十七条の二」に、「第三十二条中」を「第二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条中」に改め、「及び第六十三条第一号」を削り、「同条第二号及び第三号」を「第六十三条第一号から第三号までの規定」に、「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改める。

第九十条中「第二十八条」を「第二十五条の二、第二十七条の二」に、「第三十二条」を「第二十七条の二、第二十九条の二、第三十二条」に、「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改める。
第九十条の四中「第二十八条」を「第二十五条の二、第二十七条の二」に、「第三十二条」を「第二十七条の二、第二十九条の二、第三十二条」に、「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改める。

第九十七条中「第二十六条」を「第二十五条（第一項及び第二項を除く。）」に、「第三十二条」を「第二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条」に改める。
第九十九条及び百十九条の四中「第二十八条」を「第二十五条の二、第二十七条の二」に、「第三十二条中」を「第二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条中」に改め、「及び第六十三条第一号」を削り、「同条第二号及び第三号」を「第六十三条第一号から第三号までの規定」に、「第七十八条」を「第七十八条第一項」に、「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改める。
第二百五条第三号中「第二十七条第二項」を「第十一条の二第二項」に、「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改める。

第二百二十六条及び第二百二十六条の四中「第十四条」を「第十四条、第十六条」に、「第二十八条」を「第二十五条の二、第二十七条の二」に、「第三十二条中」を「第二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条中」に、「第七十八条」を「第七十八条第一項」に、「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改める。

第二百二十八条中第五項を削り、第六項を第五項とする。
第二百二十九条中「第四項まで及び第六項」を「第五項まで」に改める。
第三百二十二条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、条例第八十八条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けら

れるよう、条例第八十八条の三に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第百三十四条中「第十四条」を「第十四条、第十六条」に、「第二十八条」を「第二十五条の二、第二十七条の二に」、「第三十二条中」を「第二十七条の二及び第三十二条中」に改め、「及び第六十三条第一号」を削り、「同条第二号及び第三号」を「第六十三条第一号から第三号までの規定」に、「第七十八条」を「第七十八条第一項」に、「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改める。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、条例第八十八条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、条例第八十八条の三に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第百四十三条の二の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第百四十三条の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第百四十四条中「、第二十八条」を「、第二十五条の二、第二十七条の二に」、「第三十二条中」を「第二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条中」に改め、「及び第六十三条第一号」を削り、「同条第二号及び第三号」を「第六十三条第一号から第三号までの規定」に、「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改める。

第百四十六条中「、第二十八条」を「、第二十五条の二、第二十七条の二に」、「第三十二条中」を「第二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条中」に改め、「及び第六十三条第一号」を削り、「同条第二号及び第三号」を「第六十三条第一号から第三号までの規定」に、「第七十八条」を「第七十八条第一項」に、「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改める。

第百五十条中「、第二十八条」を「、第二十五条の二、第二十七条の二に」、「第三十二条中」を「第二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条中」に改め、「及び第六十三条第一号」を削り、「同条第二号及び第三号」を「第六十三条第一号から第三号までの規定」に、「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改める。

第百五十条の五の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第二項中「対面」の下に「又はテレ

ビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第百五十条の九及び第百五十条の十三中「第三十条」を「第二十七条まで、第二十八条から第三十条」に、「第三十二条中」を「第二十九条の二及び第三十二条中」に改める。

第百五十一条第三項中「指定共同生活援助の従業者」を「指定共同生活援助事業所の従業者」に改める。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百五十四条中「、第二十八条」を「、第二十五条の二、第二十七条の二に」、「第三十二条中」を「第二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条中」に改め、「及び第六十三条第一号」を削り、「同条第二号及び第三号」を「第六十三条第一号から第三号までの規定」に、「第七十八条中」を「第七十八条第一項中」に改める。

第百五十四条の二第四項及び第五項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者」に改める。

第百五十四条の七中「第二十八条」を「第二十五条の二、第二十七条の二に」、「第三十二条中」を「第二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条中」に改め、「及び第六十三条第一号から第三号までの規定」を削り、「同条第四号」を「第六十三条第一号から第三号までの規定中「第二十八条」とあるのは「第九十二条の六」と、同条第四号」に、「第七十八条中」を「第七十八条第一項中」に改める。

第百五十四条の八第三項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者」に改める。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百五十四条の十四中「、第二十八条」を「、第二十五条の二、第二十七条の二に」、「第四十七条中」を「第二十七条の二及び第二十九条の二中「条例」とあるのは「条例第九十二条の十において準用する条例」と、第四十七条中」に、「中「条例」とあるのは「条例第九十二条の十において準用

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十五条の二(改正後の第三十三条第一項及び第二項、第三十三条の四、第三十七条第一項及び第二項、第六十四条、第七十九条、第七十九条の五、第九十条、第九十条の四、第九十七条、第九十九条、第九十九条の四、第二百二十六条、第二百二十六条の四、第三百四十四条第一項、第四百四十四条、第四百四十六条、第五百十条、第五百十条の九、第五百十条の十三、第五百四十四条、第五百四十四条の七、第五百四十四条の十四並びに第五百四十七条第六項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第二十五条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における第二十六条第三項(改正後の第三十三条第一項及び第二項、第三十三条の四、第三十七条第一項及び第二項、第九十七条、第五百十条の九、第五百十条の十三において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第二十六条第三項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十九号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 多機能型に関する特例(第七十三条・第七十四条)」を「第九章 多機能型に関する特例(第七十三条・第七十四条)」に改める。

第十三条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」に改める。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十一条の二 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十三条第二項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(身体拘束等の禁止)

第二十三条の二 条例第十条第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第二十五条の二 条例第十三条の二の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十六条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十五号）第八十八条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第八十八条の三に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第四十条第二項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第四十二条中「第二十四条」を「第二十三条の二」に、「第二十六条」を「第二十三条の二、第二十五条の二及び第二十六条」に改める。

第四十六条中「第二十四条」を「第二十三条の二」に、「第二十六条」を「第二十三条の二、第二十五条の二及び第二十六条」に改める。

第四十九条第八項中「（平成二十四年宮城県条例第九十五号）」を削る。

第五十条中「第二十四条」を「第二十三条の二」に、「第二十六条」を「第二十三条の二、第二十五条の二及び第二十六条」に改める。

第五十一条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第五十二条第二項中「第五項まで及び第七項」を「第六項まで」に改める。

第五十五条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第五十七条中「第二十四条」を「第二十三条の二」に、「第二十六条」を「第二十三条の二、第二十五条の二及び第二十六条」に改める。

第五十八条の二の次に次の一条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第五十八条の三 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第六十八条に次の一項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第七十条及び第七十二条中「第二十四条」を「第二十三条の二」に、「第二十六条」を「第二十三条の二、第二十五条の二及び第二十六条」に改める。

第七十四条第一項中「及び第六項」を削り、同条第二項中「第七項」を「第六項」に改める。本則に次の一章を加える。

第十章 雑則

（電磁的記録等）

第七十五条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されてい

る又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、本則に一章を加える改正規定は、令和三年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十一条の二（改正後の第四十二条、第四十六条、第五十条、第五十七条、第七十条及び第七十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第二十一条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十三条第二項及び第四十条第二項（改正後の第四十六条、第五十条、第五十七条、第七十条及び第七十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第十四号）の一部を次のように改正する。
第十三条中第四項を削り、第五項を第四項とする。
第十七条第一項中「」及び第四項を「」に改め、同条第二項中「第五項並びに」を「第四項並びに」に改める。

第二十四条第五項中「いう」を「いい」、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話

装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第三十三条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十五号）第八十八条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合においては、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第八十八条の三に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第四十一条第二項中「第十三条」を「第十四条」に改める。
第四十二条に次の一項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四十二条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第四十二条の二 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十四条第二項中「障害者支援施設」を「当該障害者支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催すると

ともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
二 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
第四十五条の次に次の一条を加える。

(身体拘束等の禁止)

第四十五条の二 条例第九条第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
第四十六条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十六条の二 条例第十三条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
二 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第四十七条中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第四十八条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交

付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができる方法）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第四十七条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定（一条を加える部分に限る。）は、令和三年七月一日から施行する。（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第四十二条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第四十四条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずよう努めなければ」とする。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十一号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 多機能型事業所に関する特例（第七十三条・第七十四条）」を「第七章 多機能型事業所に関する特例（第七十三条・第七十四条）」に改める。
第七十五条

第二条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者（学校教育法（昭和二十二年法律第

二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。以下同じ。)を「又は保育士」に、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数」を「又は保育士の合計数」に改め、同条第二項中「に規定する場合において」を「の規定に基づき」に改め、「同項の機能訓練担当職員」の下に「又は看護職員(以下「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等」を加え、「ときは」を「場合には」に改め、「当該機能訓練担当職員」の下に「等」を加え、「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第四項中「及び第二項」を、「第二項及び条例第六条第三項」に改め、同条第五項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第六項中「第一項第一号」を「第二項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号」に、「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改める。

第三条第二項中「に規定する場合においては」を「の規定に基づき」に改め、「同項の」の下に「機能訓練担当職員等」を置いた場合においては、「当該」を、「機能訓練担当職員」の下に「等」を加え、同条第三項中「員数とし」を「員数(条例第七条第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号に掲げる看護職員を除く。)とし」に改め、同項に次の一号を加える。

三 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。) 医療的ケアを行うために必要な数

第三条中第六項を第七項とし、同条第五項中「及び第三項第一号」を、「第三項第一号及び次項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第二十二条第五項中「会議」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第三十二条中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改める。

第三十三条に次の一項を加える。
4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十三条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十六条第二項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

第三十八条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第三十八条の次に次の二条を加える。
(身体拘束等の禁止)

第三十八条の二 条例第十三条第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
(虐待等の禁止)

第三十八條の三 条例第十四條第二項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十一條第二項中「学校教育法」の下に「(昭和二十二年法律第二十六号)」を加える。

第四十四條の五中「第三十五條」を「第三十五條、第三十八條の二、第三十八條の三」に改める。

第四十六條第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同條第三項を削る。

第四十八條中「第四十三條第一号」を「第三十八條の二、第三十八條の三及び第四十三條第一号」に改める。

第五十八條中「第三十八條、第三十九條」を「第三十八條から第三十九條まで」に、「第三十八條中」を「第三十八條第一項中」に、「第四十三條第一号」を「第三十八條の二、第三十八條の三及び第四十三條第一号」に改める。

第五十九條第一項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同條第二項中「に規定する場合において、同項の機能訓練担当職員」を「の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等」に、「ときは」を「場合には」に改め、「当該機能訓練担当職員」の下に「等」を加え、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同條第四項中「及び第二項」を「、第二項及び条例第三十二條第三項」に改め、同條第五項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同條第六項中「第一項第一号」を「第二項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改める。

第六十三條中「第三十五條中」を「第三十五條、第三十八條の二及び第三十八條の三中」に改める。
第六十三條の二中「第三十五條」を「第三十五條、第三十八條の二、第三十八條の三」に改める。
第六十四條第一項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同條第三項を削る。

第六十六條中「第三十五條」を「第三十五條、第三十八條の二、第三十八條の三」に改める。

第六十六條の二第二項中「の学部で」を「(短期大学を除く。若しくは大学院において)」に改め、「学科」の下に「、研究科」を加える。

第六十六條の七中「第三十三條」の下に「、第三十三條の二」を加え、「第四十三條第一号」を第三十八條の二、第三十八條の三及び第四十三條第一号」に改める。

第七十二條中「第三十三條」の下に「、第三十三條の二」を加え、「第三十八條、第三十九條」を第三十八條から第三十九條まで」に、「第三十八條中」を「第三十八條第一項中」に、「第四十三條第一号」を「第三十八條の二、第三十八條の三及び第四十三條第一号」に改める。

第七十三條第一項中「第三條」の下に「(第二項及び第五項を除く。)」を加え、「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

本則に次の一章を加える。

第八章 雑則

(電磁的記録等)

第七十五條 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、条例又はこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第九條第一項(第四十四條の五、第四十八條、第五十八條、第六十三條、第六十三條の二、第六十六條、第六十六條の七及び第七十二條において準用する場合を含む。)、第十二條(第四十四條の五、第四十八條、第五十八條、第六十三條、第六十三條の二、第六十六條、第六十六條の七及び第七十二條)において準用する場合を含む。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が通所給付決定保護者である場合には当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、本則に一章を加える改正規定は、令和三年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定により指定を受けている改正前の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「旧規則」という。)第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者がその指定に係る事業を行う事業所における従業者(次項から附則第四項までにおいて「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、改正後の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新規則」という。)第二条第一項及び第五項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 旧指定児童発達支援事業者に対する新規則第二条第二項及び第六項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第三項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」と、同条第六項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。

4 旧指定児童発達支援事業者については、新規則第三条第五項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

5 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における新規則第三十三条の二(新規則第四十四条の五、第四十八条、第五十八条、第六十三条、第六十三条の二、第六十六条、第六十六条の七及び第七十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

6 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における新規則第三十六条第二項(新規則第四十四条の五、第四十八条、第五十八条、第六十三条、第六十三条の二、第六十六条、第六十六条の七及び第七十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

7 この規則の施行の際現に指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(令和三年宮城県条例第三十五号)による改正前の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十三号。以下「旧条例」という。)第二十二条第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たすと認められている事業を行う事業所における従業者(次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。)については、新規則第四十六条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

8 旧基準該当児童発達支援事業者については、改正前の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「旧規則」という。)第四十六条第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

9 この規則の施行の際現に児童福祉法第二十一条の五の三第一項の規定により指定を受けている旧規則第六十二条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者がその指定に係る事業を行う事業所における従業者(次項及び附則第十一項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)については、新規則第五十九条第一項及び第五項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

10 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新規則第五十九条第二項及び第六項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第二項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者」と、同条第六項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。

11 この規則の施行の際現に旧条例第三十六条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たすと認められている事業を行う事業所における従業者(次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。))については、新規則第六十四条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

12 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧規則第六十四条第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

○宮城県規則第八十二号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第十条第一項中「」及び第四項を「」に改め、同条第二項中「第五項並びに」を「第四項並びに」に改める。

第十七条第一項中「」第三十条を「」。第三十八条第三項において「指定障害福祉サービス等基準」という。「第三十条」に改める。

第二十九条第五項中「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする」に改める。

第三十八条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(指定障害福祉サービス等基準第八十八条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(指定障害福祉サービス等基準第八十八条の三に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第四十七条第三項中「第十六条」を「第十七条」に改める。

第四十九条に次の一項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四十九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第四十九条の二 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図

るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なうなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第五十二条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行なうこと。

第五十四条に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第五十四条の次に次の一条を加える。

(身体拘束等の禁止)

第五十四条の二 条例第三十一条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行なうこと。

第五十七条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第五十七条の二 条例第十六条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装

置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第六十条中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第六十一条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、条例又はこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十五条第一項、第十八条及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(平成三十年宮城県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第六十条の改正規定及び同条に次の一条を加える改正規定(二条を加える部分に限る。)は、令和三年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第四十九条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第五十二条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十三号

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正) 第一条 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 指定医療型障害者入所施設(第四十三条―第四十八条)」を「第三章 指定医療型障害者入所施設(第四十三条―第四十八条)」に改める。

第二条第一項第三号イ(1)中「四・三」を「四」に改め、同号イ(2)中「である乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)」及び「及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数」を削り、「当該合計」を「当該」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第五十二条第二項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第三条第一項第三号中「乳幼児」を「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」に改める。
 第十七条第五項中「会議」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第三十一条に次の一項を加える。
 4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十一条の次に次の一条を加える。
 （業務継続計画の策定等）

第三十一条の二 指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十四条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第三十六条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定に

よる揭示に代えることができる。

第三十六条の次に次の二条を加える。

（身体拘束等の禁止）

第三十六条の二 条例第十一條第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（虐待等の禁止）

第三十六条の三 条例第十二條第二項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十八条中「第三十六条、第三十七条」を「第三十六条から第三十七条まで」に、「第三十六条中」を「第三十六条第一項中」に、「第四十一条第一号」を「第三十六条の二、第三十六条の三及び第四十一条第一号」に改める。

本則に次の一章を加える。

第四章 雑則

（電磁的記録等）

第四十九条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物）をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第六条（第四十八条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（第四十八条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことがで

きる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が入所給付決定保護者である場合には当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成三十年宮城県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二條中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則本則に一章を加える改正規定は、令和三年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第三十一条の二（新規則第四十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における新規則第三十四条第二項（新規則第四十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

4 この規則の施行の際現に指定を受けている第一条の規定による改正前の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「旧規則」という。）第二条第一項第三号イ(1)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新規則第二条第一項第三号イ(1)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、

なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に指定を受けている旧規則第二条第一項第三号イ(2)に規定する主として首ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新規則第二条第一項第三号イ(2)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十四年宮城県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号及び第四条第三項を削る。

第五条第一項中「。次条第二項において同じ」を削り、同条第三項中「押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第七条第三項を削る。

第八条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第九条第二項を削り、同条第三項第十号中「第三十五条第一項第一号」を「第三十五条第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「押印しなければ」を「署名しなければ」に改め、ただし書を削り、同項を同条第三項とする。

第十条第一項中「の規定による届出若しくは第七条第四項」を「又は第四項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十一条第二項及び第十二条第二項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第三条第二項第三号及び第四条第三項を削る改正規定（同項に係る部分を除く。）並びに次項の規定は、同年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条の規定は、令和三年七月一日以後に徴収すべき入院に要する費用について適用し、同日の前日までに徴収すべき入院に要する費用については、なお従前の例による。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十五号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則(昭和三十八年宮城県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号まで、様式第五号から様式第七号まで、様式第九号、様式第十号及び様式第十三号中「㉔」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の毒物及び劇物取締法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の毒物及び劇物取締法施行細則の規定によるものとみなす。

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十六号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則(平成十二年宮城県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第一号の五までの規定中「㉔」を削る。

様式第二号及び様式第三号中「㉔」を削り、「㉕」を「㉖」に改める。

様式第六号の二及び様式第七号中「㉔」を削る。

様式第八号及び様式第九号中「㉔」を削り、「㉕」を「㉖」に改める。

様式第十号中「㉔」を削り、「㉕」を「㉖」に改め、「㉔」を削る。

様式第十一号から様式第十二号の九までの規定中「㉔」を削る。

様式第十三号及び様式第十五号中「㉔」を削り、「㉕」を「㉖」に改める。

様式第十六号から様式第十七号の二まで及び様式第十八号の二から様式第二十号までの規定中「㉔」を削る。

「続 柄

様式第二十二号中

氏 名 (法人にあっては、名)
(称及び代表者の氏名)

を

「氏 名 (法人にあっては、名)
(称及び代表者の氏名)

」に改める。

様式第二十二号から様式第二十七号までの規定中「㉔」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の温泉法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の温泉法施行細則の規定によるものとみなす。